

やまなし

教員等育成指標

～学び続ける教員のために～

平成29年11月施行

令和2年3月改訂

山梨県教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 育成指標策定にあたって | 1 |
| 1 策定の目的 | 1 |
| 2 策定の背景 | 1 |
| （1）社会の急速な進展 | 1 |
| （2）学校を取り巻く環境の変化 | 2 |
| （3）新学習指導要領への対応 | 2 |
| 第2章 本県教育の現状と課題 | 3 |
| 1 これまでの成果と課題 | 3 |
| （1）確かな学力の育成 | 3 |
| （2）豊かな心の育成 | 3 |
| （3）健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出 | 4 |
| （4）体系的・系統的なキャリア教育 | 4 |
| （5）安全・安心して学ぶことができる環境づくり | 4 |
| （6）特別支援教育の充実 | 4 |
| （7）グローバル化への対応 | 5 |
| 2 本県で育成する人材 | 5 |
| 第3章 これからの山梨の教員等に求める資質能力 | 6 |
| 1 基本的な考え方 | 6 |
| 2 教員に求める資質能力 | 6 |
| （1）教員のキャリアに応じた資質の向上 | 6 |
| （2）具体的な資質能力 | 7 |
| ア 教職としての素養 | 7 |

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| イ | 教職としての専門性 | 7 |
| ウ | 養護教諭としての専門性 | 9 |
| エ | 栄養教諭としての専門性 | 11 |
| 3 | 校長に求める資質能力 | 13 |
| (1) | 具体的な資質能力 | 13 |
| ア | 素養 | 13 |
| イ | マネジメント力 | 13 |
| 第4章 | 育成指標一覧表 | 14 |
| 1 | やまなし教員育成指標 | 14 |
| (1) | やまなし教員育成指標一覧表 | 15 |
| (2) | やまなし養護教諭育成指標一覧表 | 16 |
| (3) | やまなし栄養教諭育成指標一覧表 | 17 |
| 2 | やまなし校長指標一覧表 | 18 |
| 第5章 | 教員等育成指標に基づく研修体系 | 19 |

第 1 章 育成指標策定にあたって

1 策定の目的

教育公務員特例法の一部改正（平成 28 年 11 月）により、文部科学大臣が定める公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指針を参酌し、校長及び教員としての資質に関する指標及び研修計画を定めることが、各都道府県教育委員会に求められている。

そこで、本県では、校長及び教員が自身のキャリアステージにおいて必要となる資質能力を把握するとともに、その向上の目安として活用するために、また、学校及び教育委員会は研修の目的や目標を明確にし、研修の計画や内容の立案に向けて活用するために、さらに県教育委員会においては、教員の採用や大学との連携などによる教員養成・育成体制の充実等に向けて活用するために、本指標を定めることとした。

2 策定の背景

（1）社会の急速な進展

21 世紀は知識基盤社会であると言われている。近年は情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展している。進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の情報がインターネット経由で発信（IoT）・最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されている。

世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面している日本の人口は、2060 年までには約 9 千万人まで減少し、そのうち約 4 割が 65 歳以上の高齢者となることが予測されている。少子高齢化社会の到来は現在の社会システムの見直しを迫り、社会の在り方や人の生き方に大きな問いを投げかけている。

このような複雑で変化の激しい社会を生き抜き、活力ある社会を構築するためには、子供たち一人一人が個性と能力を最大限に生かして「自立」し、多様な価値観や文化的背景を有する他者と「協働」し、新たな価値を「創造」していくことが必要である。

(2) 学校を取り巻く環境の変化

学校教育現場においては、教員の大量退職・大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において自然に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難になるなど、教員を巡る環境が大きく変化している。本県においても、公立学校教員の年齢別構成は、平成29年現在、20代9.6%、30代19.5%、40代25.8%、50代45.1%となっており、今後10年以内には全体の半数近くのベテラン教員が退職していくことになる。

また、学校教育には、次のような従来指摘されている課題への対応が必要である。それは、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題、貧困・児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応、キャリア教育・進路指導への対応、保護者や地域との協力関係の構築等である。さらに、次のような新たな教育課題への対応も重要である。それは、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、発達障害を含む特別な支援を必要とする子供たちへの対応、学校安全への対応等である。教員には、これら両方に対応できる力量を高めていくとともに、「チーム学校」の考え方のもと、組織的・協働的に諸課題の解決のために取り組む専門的な力を身につけることが大切である。

加えて、OECD国際教員指導環境調査(TALIS)結果の日本の教員の長時間勤務の実態や、文部科学省の調査での残業時間週20時間を超す時間外勤務の実態、部活動指導の負担などから、教員等の多忙化の改善も重要な課題である。

(3) 新学習指導要領への対応

平成29年3月に小中学校の新学習指導要領が告示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施される。また、高等学校の新学習指導要領は、平成30年に告示され、令和4年度から学年進行で実施される。

新学習指導要領では、豊かな創造性を備えた子供たちが、急速に変化し予測が困難な未来社会においても自立的に生き、社会の形成に参画していくことができる資質能力を育むことが求められている。

これらの資質能力の育成には、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にししながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立て、子供たちの学びの質を高めていくことが重要になる。各学校においては、「社会に開かれた教育課程」を軸に学校教育の改善・充実を図るカリキュラム・マネジメントを実践していく必要がある。

第2章 本県教育の現状と課題

1 これまでの成果と課題

本県の教育は、「やまなし教育大綱」（平成27～30年度）、「新やまなしの教育振興プラン」（平成26～30年度）、また、それらに基づき各年度に取り組むべき教育活動の指針を示した「山梨県学校教育指導重点」を踏まえ、各学校において、学校や地域の実態に応じて教育目標を設定し、特色ある教育活動を展開してきた。これまでの成果と課題は、次のとおりである。

（1）確かな学力の育成

「学力向上総合対策事業」「授業改善推進プロジェクト」による授業改善、教員の資質能力の向上、家庭・地域との連携を推進し、学力の三要素「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成することに努めてきた。その結果、授業づくりの7つの視点「やまなしスタンダード」が周知され、教員相互の授業参観が活性化した。また、「一校一実践」「一人一実践」を通じての授業改善が意識され、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業実践が増えてきた。

課題は、「やまなしスタンダード」に基づく内容面の充実がまだ不十分であること、「学びの甲斐善八か条」実践事例集を活用した家庭学習の定着についても、まだ地域や学校によって取組に温度差があることである。

（2）豊かな心の育成

「道徳教育の充実」「しなやかな心の育成プロジェクト」を2本柱とした「しなやかな心の育成推進事業」は、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携して県民総ぐるみで進めてきた。小中学校の道徳教育では、人間としての生き方について考えを深める指導方法の研究に努め、道徳教育の推進体制の整備や授業改善を図ることができた。また、「高等学校通学時マナーアップ運動」「家読^{うちどく}推進運動」「しなやかな心の育成シンポジウム・フォーラム」等のプロジェクトを通し、「しなやかな心」を育成する意義を理解して、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の人間性を育むこの取組を定着させることができた。

課題は、道徳教育では、「特別の教科 道徳」の全面実施に向け、全体計画の作成と評価に関する共通理解の醸成がまだ不十分であること、また、各プロジェクトでは、異校種間連携の視点からの全県的な取組が十分とは言えないことである。

(3) 健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、運動機会の創出や発達段階に応じた指導の充実が必要であると考えた。「健康体力づくり一校一実践運動」「地域で取り組む学校元気アップ事業」「体育・保健体育授業の充実」等の取組を推進した結果、平成28年には「体力合計点」が中学2年男女ともに初めて全国平均を上回った。

課題は、生活や社会環境の変化が児童生徒の健康に大きな影響を与えていることから学校・家庭・地域の連携を図りながらの運動習慣の定着や健康教育・食育の取組が十分とは言えないことである。

(4) 体系的・系統的なキャリア教育

「体系的なキャリア教育推進の手引き」や「山梨に生きる」などの冊子を作成・配付するとともに、学校外の教育資源の活用に努め、キャリア教育を推進してきた。小中学校では、全体計画や年間指導計画の作成率が100%となり、職場体験の平均実施日数も増加した。また、高校では、「キャリアビジョン形成支援事業」を実施し、義務教育段階までの活動を踏まえて将来設計と職業選択を総合的に考え、職業観・勤労観の育成を行ってきており、生徒の9割以上が、この事業が有意義で、意識や行動が変化したと回答している。

課題は、キャリア教育における小中高等学校を通じた連携がまだ不十分であることから、「ライフプラン小中高推進事業」を活用して一層の異校種間連携を図り、郷土愛の醸成や未来の山梨を担う人材を育成することである。

(5) 安全・安心して学ぶことができる環境づくり

「実践的防災教育推進事業」等を通じて、教職員や児童生徒の防災に対する意識の向上を図るとともに、緊急地震速報システムを導入した避難訓練の実施、学校防災アドバイザーの活用、ボランティア活動の推進・支援を行ってきた。予告なしの避難訓練など、児童生徒一人一人が主体的に考えて行動できるように工夫した実践が行われるようになり、児童生徒の防災意識は高まってきた。また、アドバイザーの助言により、学校の防災マニュアルや危機管理マニュアル等の改善も図られ、各教科等における防災教育の実践も活発に行われるようになった。

課題は、地域や関係機関と連携した共同防災訓練の実施が進まないことや学校避難所運営マニュアルの定期的な点検・見直しが遅れていること、登下校時や校外活動中の避難行動についての取組が十分とは言えないことである。

(6) 特別支援教育の充実

「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、特別支援学校における支援体制の整備や、就学前・小中高等学校における特別支援教育の充実等に平成23年度から取り組んできた。その結果、特別支援学校においては特別支援学校教諭免許状の保有率や個別の

教育支援計画の作成率の向上、専門家の活用によるセンター的機能の充実等を図ることができた。また、小中学校における特別支援学級、通級指導教室の設置や指導の充実、小中高等学校の特別支援教育コーディネーターのスキルアップ等、専門性の向上が図られた。

課題は、小中高等学校の通常の学級における発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒の指導や支援体制がまだ不十分であることから、すべての学びの場において一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな対応ができるよう、教員一人一人の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることである。

(7) グローバル化への対応

「英語教育強化地域拠点事業」「英語力強化指導研究事業」「グローバル人材育成留学促進事業」等の英語教育の充実による児童生徒のコミュニケーション能力の育成、我が国だけでなく他の国や地域の伝統・文化に対しても敬意を払うなど、国際社会の一員としての意識を涵養する指導の充実に努めてきた。小学校においては、英語の教科化に向けて児童生徒が意欲的に取り組めるよう工夫された授業実践が行われ、英語授業における小中高等学校の教員の連携や児童生徒の連携を深めることができた。高校においては、外国への研修旅行、姉妹校との交流、留学生数などの増加につながった。

課題は、英語教育強化地域以外の小学校における英語教育の教科化への対応がまだ十分できていないこと、また、発達段階に応じた児童生徒の英検等の資格取得者が少ないこと、国際交流や留学等の充実を図ること、英語担当教員の英語力の向上である。

2 本県で育成する人材

子供たちが生きていく未来社会は、予測困難な時代である。しかし、一人一人が、社会的・職業的に自立した人間として主体的に学び、自らの個性や能力を伸ばして人生を切り拓き、他者への思いやりをもって多様な人々と協働し、よりよい人生や社会の在り方を考え、新たに価値を創造していく、未来の創り手となることを期待している。

本県では、子供たち一人一人に、「世界に通じ、社会を生き抜く力」「確かな学力と自立する力及び豊かな心と自己実現を図る力」を育成し、「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けて、明日の山梨を担う人材と国際的に活躍できるグローバル人材の育成を目指している。

第3章 これからの山梨の教員に求める資質能力

1 基本的な考え方

児童生徒一人一人に身につけさせたい力を育成するために、教員には、高い使命感や強い責任感、児童生徒への深い教育的愛情を持ち、自らの資質能力の向上に意欲的に取り組み、生涯にわたって学び続けることが大切である。また、その時に自身のキャリアアップをどのように考えていくかが重要である。各ステージにおいて、目安となる姿を明確にすることで、教員生活を通じて身に付けるべき資質能力や学ぶべき内容・方法の見通しを持つことが可能である。

一人一人の教員がキャリアステージに応じて資質能力を高めていくことで、夢に向かい粘り強く努力するとともに持続可能な社会を創り出す人づくりを目指す。個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実を通して、児童生徒に「生きる力」を育むことができる。

校長には、教育に対する県民の期待に応え、信頼される学校づくりを行う力が必要である。校長は、学校組織のリーダーとして教員の育成を図り、学校経営能力を磨くなど、自らの資質能力の向上に努めなければならない。

2 教員に求める資質能力

(1) 教員のキャリアに応じた資質の向上

本県では、採用から退職までの長きにわたる教職生活を成長の段階に応じて3つのキャリアステージに分けた。そして、それぞれのキャリアステージのあるべき姿を示した。

第1ステージは、採用から5年目まで、この時期は「実践力養成期」と位置づけ、「教員としての基礎を築いている」ことをあるべき姿とした。

第2ステージは、6年目から40代半ばまで、この時期は「専門性充実期・協働力養成期」と位置づけ、「教職としての専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している」ことをあるべき姿とした。

第3ステージは、40代半ばから退職まで、この時期は「指導力・協働力完成期」と位置づけ、「豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている」ことをあるべき姿とした。

そして、キャリアアップを図る過程において、PDCAサイクルを用いて螺旋状に自

己の資質能力を磨き、できるだけ早く各ステージのあるべき姿に達することを目指していくことが重要である。

また、本指標のキャリアステージについては、目安と考え、個々の教員の年齢、経験年数、能力を勘案して判断する必要がある。

(2) 具体的な資質能力

教員の資質能力は、本人の人間性に関わる部分と、それまでのキャリアで身につけた部分から成り立っている。そこで、人間性に関わる部分を「教職としての素養」、それまでのキャリアで身につけた部分を「教職としての専門性」とし、それぞれをさらに具体的に示した。

ア 教職としての素養

教員にとっては、全てのステージにわたって必要不可欠なものである。法令遵守や自立、協働・創造といった社会人としての素養と、使命感・責任感、教育的愛情、意欲、研究能力といった教員としての素養が必要である。

イ 教職としての専門性

(ア) 学習指導

児童生徒の学びを保障するために、教員は学習指導力を磨き続けなければならない。「やまなしスタンダード」の実践から、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践へ、最終的には、授業を通じて深い「見方・考え方」を身につけさせ、「学びに向かう力や人間性」を涵養する授業を行う力が必要である。

(イ) 生徒指導

a 学級経営

学級は、学校における児童生徒の人間形成や成長発達の基盤となる。一貫した指導のもと、一人一人に目を配りながら、集団の力を高め、協働してより良いものを創り上げようとする意欲を持った学級集団の育成を図る力が必要である。

b 児童生徒理解

児童生徒を理解することは、教員として最も重要なことである。児童生徒の気持ちに寄り添い、共感することを基本に、カウンセリング等の技法を身につけ、それを使うことによって児童生徒の精神的な成長を促し、最

終的には、児童生徒に生き方を考えさせる指導を行う力が必要である。

c 道徳性の涵養

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から教科として「特別の教科 道徳」が実施される。そこで、児童生徒の道徳性の涵養に向けて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養うとともに、道徳的实践につながっていくことができるような指導力が必要である。

(ウ) キャリア教育

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育である。体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせるとともに、山梨への郷土愛を育み、未来の山梨を担っていこうとする意欲を高め、その実現に向けた指導を、同僚と協働し、学校教育全般において組織的に行っていく力が必要である。

(エ) 特別支援教育

発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高めるための適切な指導や支援についての専門性を要する教育である。各障害に対する理解や専門性ととともに、外部専門家や関係諸機関との連携・協働が不可欠であり、福祉・医療・労働等の各分野の制度や役割について十分な理解の上で、特別支援教育を進めていく力が必要である。

(オ) 学校運営

a 教育課程

学校の教育目標のもとに「開かれた教育課程」が編成・実施されている。学校の教育目標を具現化するために、個々の教育活動を有機的に結びつけて実施するカリキュラム・マネジメントの力が必要である。

b 連携・協働

連携・協働は、学校内においても、学校外においても重要である。どちらも信頼関係を構築した上で、関係者や関係諸機関と連携・協働してそれぞれの課題に対応し、学校運営の改善を図る力が必要である。

c 研修

研修には、職務命令によるものと、自発的に行うものがある。自己の課題を認識し、資質向上のために研修に励み、その成果を同僚と共有して児童生徒に還元していくことや、研修を通じて学校の課題を解決し、組織のより良い変容につなげていく力が必要である。

d 学校安全

ここでいう学校安全は、安全教育や危機管理を含めたものである。リスクマネジメント、クライシスマネジメントの考え方に基づいて、積極的に安全教育・安全管理に関わるとともに、事件・事故災害発生時には、「学校安全計画」「校内いじめ防止基本方針」「危機管理マニュアル」等に基づき、児童生徒の安全確保を図り、迅速かつ適切な対応をする力が必要である。

(カ) 新たな教育課題

全ての教員が等しく資質能力を身につけなければならないため、全ステージにわたっての指標とした。

a グローバル化への対応

大都市圏に限らず、地方や地域が直接世界とつながり、社会的、経済的な影響を瞬時に受ける時代を迎えている。地元、山梨の歴史や伝統・文化を理解し、その上で他者と協働して新たな価値を創造するとともに、地球的視野に立って主体的な判断ができる児童生徒を育成する力が必要である。

b 情報教育の推進

(a)「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をするために、教員はICTの効果的な活用方法を身につけ、実践する力が必要である。

(b)児童生徒に情報モラルを身につけさせ、情報の活用能力を育成する力が必要である。

c 人権教育

児童生徒に人権尊重の精神を培うことは「いじめ」の根絶につながる。多様な価値観や考え方等を互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できる児童生徒を育成する力が必要である。

ウ 養護教諭としての専門性

養護教諭は、その特質として、児童生徒の心身の健康の保持増進に関して職務が広範囲に及ぶことから、「養護教諭としての専門性」を示した。

(ア) 保健管理

保健管理は、学校保健の中核となるものであり、養護教諭の専門性を大いに発揮する分野である。

a 救急処置

学校生活において発生する、児童生徒のけがや疾病への対処である。養護教諭は、症状の的確な見極めと医療機関への受診等を含めて総合的に判断し対応する力や、校内研修の企画に積極的に参画し、実施にあたっては指導者としての役割を担う力が必要である。

b 健康診断

健康診断は保健管理の中核的なものである。実施にあたっては、実施計画や方法等について教職員の共通理解を図り、事前・事後の健康教育に役立つように努める力が必要である。

c 健康観察

養護教諭は、救急処置、健康相談、保健指導、学級指導への連絡などの対応を図る中で、個々の児童生徒の異変に気づきやすい立場にある。健康観察の意義と重要性を理解し、毎日の健康観察の集計だけでなく、健康状態の変化を把握して教職員間の共有を促す力が必要である。

d 疾病の管理

疾病管理とは、保健調査、健康診断、健康観察、健康相談等により、児童生徒の早期受診や早期の治療、回復への支援を行うことである。可能な限り教育活動に参加でき、安心して学校生活を送ることができる支援を行うとともに、教職員の共通理解のもと、保護者や主治医、学校医、地域の医療機関等との連携を図る力が必要である。

(イ) 保健教育

児童生徒の健康課題の解決に向け、学級担任や教科担任等と連携して行う教育活動である。近年、社会状況等の変化に伴う生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症などに関して、養護教諭が自らの知識や技能などの専門性を保健教育に活用する力が必要である。

(ウ) 健康相談

養護教諭の健康相談は、児童生徒の健康に関して専門的な観点から行われ、個々の健康管理にとどまらず、自己解決能力を育むなど児童生徒の人間形成にも大きな役割を果たす。養護教諭は、心身の問題に気付きやすい立場にあり、いじめや児童虐待などの早期発見・早期対応とともに、健康相談や保健指導、また受診についての必要性の判断、さらに、地域の関係諸機関と連携のためのコーディネーターの役割を担う力が必要である。

(エ) 保健室経営

保健室は、各学校の実態や特色を踏まえ、児童生徒の健康づくりを効果的に推進していく学校保健活動のセンター的役割を担っている。養護教諭には、保健室経営計画を立て、校内のみならず保護者や地域の関係諸機関と連携して、保健室経営を組織的に推進・充実させていく力が必要である。

(オ) 保健組織活動

学校保健委員会は、学校や地域の関係諸機関が一堂に会して、児童生徒の健康問題を協議できる場である。養護教諭には、その場において、児童生徒の個別及び集団の健康問題を把握している専門的な立場から「今、何が児童生徒に必要なのか」という観点に立って具体的に提言するとともに、学校医等や関係諸機関と連携し、保健組織活動を充実させる力が必要である。

エ 栄養教諭としての専門性

栄養教諭は、栄養に関する専門性を生かして、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行い、学校における食育を推進することから「栄養教諭としての専門性」を示した。

(ア) 栄養管理

児童生徒が健康を維持し成長していくための「学校給食摂取基準」に基づき、食品構成も考慮した献立作成や、調理指導の方法に関するマネジメントである。児童生徒の嗜好の偏りをなくすよう配慮し、魅力あるおいしい給食であるとともに、家庭における日常の食生活の指標となる給食であることも目指して、献立内容及び調理指導を工夫する力が必要である。

(イ) 衛生管理

学校給食は、物資管理、調理指導も含めた十分な衛生管理のもと、安全・安心なものでなければならない。栄養教諭には、「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、調理施設の課題を把握し、衛生管理責任者として適切な対応及び改善に向けて取り組む力とともに、調理施設内だけでなく、校舎内の給食保管場所の衛生管理や給食時間の衛生管理に関する指導力も必要である。

(ウ) 個に応じた対応・指導

食に関わる健康課題を有する児童生徒に対しては、個別的な相談指導や指導後の評価を行う。現在の食生活の改善や生活習慣病の一次予防をはじめ、適正な食生活の形成を目指して関係する教職員と共通理解を図り、保護者に対する助言など、家庭への支援や働きかけを行う力が必要である。また、学校給食における食物アレルギー等の対応にあたっては、給食施設や人員配置等の状況を鑑み、安全性を確保するとともに、関係職員と保護者、医師等と連携を図り、組織的に対応する力が必要である。

(エ) 食に関する指導

a 指導計画の立案と推進

食育は、家庭・地域と連携しながら、学校教育活動全体の中で児童生徒の発達段階に応じて、体系的、計画的、継続的に行っていくものである。校長のリーダーシップのもと、栄養教諭を中心に、関係職員と連携・協働して「食に関する指導の全体計画・年間指導計画」を作成するとともに、これに基づき指導・評価・分析し、改善していく力が必要である。

b 学校給食の活用

学校給食は、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、活用することができる。栄養教諭は、教材として活用しやすいよう各教科等の指導内容と関連づけながら、献立計画や給食時の指導計画を示すとともに、給食時間等における直接指導や、学級担任等への情報や資料の提供など、学校給食を活用した指導を、学校全体で効果的に展開していく推進役としての力が必要である。

c 教科等における指導

教科等における食に関する指導では、栄養教諭が授業に参画することにより、様々な面で食に関する指導と関連づけて指導をすることができる。

その際には、当該教科等の目標や内容を身につけさせることを第一義的に考え、その過程に「食育の視点」を位置づけて指導することが重要であり、担任等との連携のもと、適切な情報提供や、児童生徒に対する学習成果のフィードバックを行う力が必要である。

3 校長に求める資質能力

校長は、児童生徒及び保護者・地域から信頼を寄せられ、所属職員から尊敬される人物となることが重要である。確かな教育理念や強い使命感、高い見識を有するなど、教育者としての「素養」と、自校の現状を把握し、学校経営を行っていく上での強い「マネジメント力」が必要である。

ア 素養

県民の期待に応え、信頼される学校づくりを行う校長に必要なものとして、使命感・責任感、教育的愛情、リーダーシップ、自己啓発を指標とした。

イ マネジメント力

(ア) 教育の管理

学校経営を行うにあたり、学校教育目標を策定し、実施し、評価・改善する力が必要である。

(イ) 教職員の管理

学校力を高めるために、教職員の管理・監督、人事評価を行いながら、人材を育成する力が必要である。

(ウ) 学校安全

施設・設備の管理を適切に行い、安全教育の充実と安全体制の構築を組織として推進し、危機発生時には迅速かつ適切に対応する力が必要である。

(エ) 事務の管理

文書・財務を適切に管理する力が必要である。

(オ) 連携・協働

学校の教育課題解決に向け、学校評価や学校評議員会等を活用し、保護者や地域、関係諸機関と連携・協働する力が必要である。

第4章 育成指標一覧表

1 やまなし教員育成指標

(1) やまなし教員育成指標一覧表

(2) やまなし養護教諭育成指標一覧表

(3) やまなし栄養教諭育成指標一覧表

2 やまなし校長指標一覧表

やまなし教員育成指標一覧表

| ステージ | | 採用時 | 全ステージ |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|---|
| 教職としての素養 | と社 会 と 人 | 法令遵守 | 法令を遵守する態度 |
| | | 自立 | 高い倫理観を持ち、法令を遵守している。 |
| | | 協働・創造 | 豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。 |
| | 教員 と して | 使命感・責任感 | 優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。 |
| | | 教育的愛情 | 教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。 |
| | | 意欲 | 児童生徒一人一人に愛情をもち、未来の山梨を担う人材を育成している。 |
| 研究能力 | 時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。 | | |
| | | 継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。 | |

| ステージ | 採用時 | 第1ステージ | 第2ステージ | 第3ステージ | | |
|------------|---|---------------------------------------|--|--|---|---|
| | | 実践力養成期 | 専門性充実期・協働力養成期 | 指導力・協働力完成期 | | |
| ステージのあるべき姿 | 教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている | 実践力を磨き、教員としての基礎を築いている | 専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している | 豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている | | |
| 教職としての専門性 | 学習指導 | 学習指導要領の内容を把握し、学校と社会とのつながりの重要性を理解している。 | 「やまなしスタンダード」に基づいた授業を実施し、自己の授業を振り返り、改善している。 | 「主体的・対話的で深い学び」の授業を展開し、適切な評価を行っている。 | 学びに向かう力の育成や人間性を涵養する授業の実践において、指導的役割を果たしている。 | |
| | 生徒指導 | 学級経営 | | 集団の変容に気づくとともに、一貫した指導をしている。 | 集団の課題を明確にし、それを同僚と共有し、協働して解決を図っている。 | 学校全体の視点からの学級づくりを行い、教師集団の中で指導力を発揮している。 |
| | | 児童生徒理解 | 各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。 | 日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。 | きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。 | 児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。 |
| | | 道徳性の涵養 | | 児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。 | 道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。 | 学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。 |
| | キャリア教育 | 社会の動向に関心をもち、キャリア教育の重要性を理解している。 | 体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。 | キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。 | 学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を発揮している。 | |
| | 特別支援教育 | 特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。 | 児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。 | 特別支援教育に関する専門性を高め、関係諸機関と連携・協働し、効果的な指導をしている。 | 校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を発揮している。 | |
| | 学校運営 | 教育課程 | | 学校の教育目標と編成された教育課程を理解し、実施している。 | 学校の教育目標達成に向け、カリキュラム・マネジメントに基づき、教育課程を実施している。 | 「開かれた教育課程」の編成に参画している。 |
| | | 連携・協働 | 学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。 | 同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。 | 関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。 | 連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。 |
| | | 研修 | | 自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。 | 研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。 | 研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。 |
| | | 学校安全 | | いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。 | 方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。 | 学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。 |
| | 新たな教育課題 | グローバル化への対応 | | ふるさと山梨を深く理解し、地球的視野に立って主体的に行動する児童生徒を育成している。 | | |
| | | 情報推進教育 | ICT活用能力 | | ICTを活用して、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開している。 | |
| | | | 情報モラル | 新たな教育課題について関心をもち、最新の知識を収集している。 | | 情報モラルを身につけ、情報を有効に活用できる児童生徒を育成している。 |
| 人権教育 | | | 人権尊重の意識を持ち、具体的な態度や行動に表すことができる児童生徒を育成している。 | | | |

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

やまなし養護教諭育成指標一覧表

| ステージ | | 採用時 | 全ステージ | |
|----------|-------------------|---------|--|--|
| 教職としての素養 | と社 会 で 人 | 法令遵守 | 高い倫理観を持ち、法令を遵守している。 | |
| | | 自立 | 豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。 | |
| | | 協働・創造 | 優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。 | |
| | 教員 と して | 使命感・責任感 | 教職に対する使命感、望ましい教育観、学び続けたい意欲を身につけている。 | 教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。 |
| | | 教育的愛情 | 児童生徒一人一人に愛情を持ち、未来の山梨を担う人材を育成している。 | 児童生徒一人一人に愛情を持ち、未来の山梨を担う人材を育成している。 |
| | | 意欲 | 時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。 | 時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。 |
| | | 研究能力 | 継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。 | 継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。 |

| ステージ | | 採用時 | 第1ステージ 実践力養成期 | 第2ステージ 専門性充実期・協働力養成期 | 第3ステージ 指導力・協働力完成期 |
|---------------|--------|---|---|--|--|
| ステージ あるべき姿 | | 教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている | 実践力を磨き、教員としての基礎を築いている | 専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している | 豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている |
| 生徒 指 導 | 児童生徒理解 | 各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。 | 日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。 | きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。 | 児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。 |
| | 道徳性の涵養 | | 児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。 | 道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。 | 学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。 |
| キャリア教育 | | 社会の動向に関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。 | 体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。 | キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。 | 学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を果している。 |
| 特別支援教育 | | 特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。 | 児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。 | 特別支援教育に関する専門性を高め、関係諸機関と連携・協働し、効果的な指導をしている。 | 校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を発揮している。 |
| 学校 運 営 | 連携・協働 | | 同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。 | 関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。 | 連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。 |
| | 研修 | 学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。 | 自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。 | 研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。 | 研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。 |
| | 学校安全 | | いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。 | 方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。 | 学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。 |
| 新たな教育課題 | 人権教育 | 新たな教育課題について関心を持ち、最新の知識を収集している。 | 人権尊重の意識を持ち、具体的な態度や行動に表すことができる児童生徒を育成している。 | | |

| | | | | | |
|-------------|--------|----------------------------------|--|---|--|
| 養護教諭としての専門性 | 保健管理 | 学校保健安全法を理解している。 | 児童生徒の健康状態を把握し、様々な課題に対して適切に対応している。 | 家庭や地域の医療機関等との連携体制づくりを推進している。 | 様々な課題解決に向けての対応が組織的に行えるよう指導的役割を果たしている。 |
| | 保健教育 | 学習指導要領の内容を把握し、専門性を生かした指導を理解している。 | 学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を実践している。 | 児童生徒の健康課題解決を目指した指導計画立案に関わり、実践している。 | 他教科との関連した保健教育の指導計画を立案し、組織的な実践と評価をすすめている。 |
| | 健康相談 | 健康相談の位置付けを理解している。 | 児童生徒の健康課題の解決を目指した健康相談を実施している。 | いじめや虐待を含む課題の早期発見に努め、解決のための支援体制を整備している。 | 健康相談を専門家を交えて組織的に行えるよう、コーディネーターとしての役割を果たしている。 |
| | 保健室経営 | 養護教諭の役割と職務内容を理解している。 | 学校教育目標の具現化を目指した保健室経営計画を作成し、目標達成に向けて実践している。 | 保健室経営計画を教職員に周知し、校内の組織運営に積極的に役割を果たそうとしている。 | 校内のみならず保護者や地域との関係機関と連携して、保健室経営を組織的に推進している。 |
| | 保健組織活動 | 保健組織活動の意義を理解している。 | 保健組織活動の意義を理解し、活動の企画運営に参画している。 | 校内の保健組織活動を主体的にすすめられるよう内容の工夫と、学校医等との連携体制を整備している。 | 地域における健康課題の解決に向けた連携体制づくりを推進している。 |

※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

やまなし栄養教諭育成指標一覧表

| ステージ | | 採用時 | 全ステージ |
|----------|----------------|---------|--|
| 教職としての素養 | と社 し会 て人 | 法令遵守 | 法令を遵守する態度を身につけ、協働的に物事を進めようとしている。 |
| | | 自立 | 豊かな人間性と深い教養を持ち、自立している。 |
| | | 協働・創造 | 優れたコミュニケーション能力を持ち、周囲と協働して新たな価値を創り出している。 |
| | 教員として | 使命感・責任感 | 教職に対する使命感、望ましい教育観、学び続けていく意欲を身につけている。 |
| | | 教育的愛情 | 教育公務員としての崇高な使命と責任感を持って教育にあたっている。 |
| | | 意欲 | 児童生徒一人一人に愛情を持ち、未来の山梨を担う人材を育成している。 |
| | | 研究能力 | 時代の変化に対応し、自らの資質能力・実践力を向上させようとしている。 |
| | | | 継続的かつ積極的に授業研究を行い、児童生徒に深い学びを提供している。 |

| ステージ | | 採用時 | 第1ステージ 実践力養成期 | 第2ステージ 専門性充実期・協働力養成期 | 第3ステージ 指導力・協働力完成期 |
|------------|--------|---|---|--|--|
| ステージのあるべき姿 | | 教育に対する情熱と使命感を有し、今日の教育的課題を積極的にとらえようとしている | 実践力を磨き、教員としての基礎を築いている | 専門性を高め、ミドルリーダーとして組織を活性化している | 豊富な経験と広い視野から総合的な指導力・協働力を発揮し、積極的に学校運営を支えている |
| 生徒指導 | 児童生徒理解 | 各発達段階における心理的特性を把握し、生徒指導の重要性を理解している。 | 日々の声かけや面談により、児童生徒の気持ちに寄り添った指導をしている。 | きめ細かな観察や励まし、カウンセリングの技法等を用いて、児童生徒の意欲を高めている。 | 児童生徒一人一人の生き方を考えさせる指導等について、校内をリードしている。 |
| | 道徳性の涵養 | | 児童生徒の発達段階に応じて、道徳性を高める指導をしている。 | 道徳性の高まりや変容を適切に見取り、同僚と共有し、指導に生かしている。 | 学校教育全般にわたって、児童生徒の道徳性を高める指導を展開する推進役となっている。 |
| キャリア教育 | | 社会の動向に関心を持ち、キャリア教育の重要性を理解している。 | 体験活動等を有効に活用し、職業やキャリアプランを考えさせる指導を行っている。 | キャリアプランの実現に向けた指導を同僚と協働して行っている。 | 学校全体のキャリア教育が、組織的に推進されるよう、指導的役割を發揮している。 |
| 特別支援教育 | | 特別支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を理解している。 | 児童生徒の学習上・生活上の困難さの実態をとらえ、個別の支援をしている。 | 特別支援教育に関する専門性を高め、関係職種間と連携・協働し、効果的な指導をしている。 | 校内支援体制の充実や合理的配慮の提供に指導力を発揮している。 |
| 学校運営 | 連携・協働 | 学校運営における今日的課題を把握し、学校運営の重要性を理解している。 | 同僚や保護者等と望ましい信頼関係を構築し、課題に対応している。 | 関係諸機関と連携・協働し、課題解決に向け取り組んでいる。 | 連携・協働による課題解決をリードし、学校運営の改善に参画している。 |
| | 研修 | | 自己の課題を認識し、必要な研修に主体的に励んでいる。 | 研修内容や成果を同僚と共有し、児童生徒に還元している。 | 研修の成果を学校教育活動・運営に生かし、組織をより良く変容させている。 |
| | 学校安全 | | いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を理解し、学校安全に取り組んでいる。 | 方針やマニュアル等に基づいた取組を推進し、その改善に努めている。 | 学校安全に精通し、方針やマニュアル等の改善を推進している。 |
| 新たな教育課題 | 人権教育 | 新たな教育課題について関心を持ち、最新の知識を収集している。 | 人権尊重の意識を持ち、具体的な態度や行動に表すことができる児童生徒を育成している。 | | |

| | | | | | | |
|-------------|------------|---------------------------------------|----------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 栄養教諭としての専門性 | 栄養管理 | 学校給食の役割について理解している。 | 学校給食摂取基準に基づき、食品構成を考慮した献立を作成している。 | 児童生徒の実態や学校・地域の特色に応じた献立を作成し、施設に合わせた調理指導をしている。 | 献立作成や調理指導の方法に関して、地区で指導的役割を果たしている。 | |
| | 衛生管理 | 衛生管理の重要性について理解している。 | 学校給食衛生管理基準に基づき、指導・助言をしている。 | 給食施設や学校の課題を的確に捉え、調理から喫食までの衛生管理について指導・助言をしている。 | 調理から喫食までの衛生管理に関して、地区において指導的役割を果たしている。 | |
| | 個に応じた対応・指導 | 児童生徒の実態把握と個別の栄養相談の重要性を理解している。 | 児童生徒の課題を把握し、教職員や保護者と連携して対応している。 | 児童生徒の健康状況に応じて、教職員や保護者と連携して対応・指導を行っている。 | 児童生徒の課題を総合的にとらえ、教職員や保護者と連携して対応・指導している。 | |
| | 食に関する指導 | 指導計画の立案と推進 | 教育活動全体を通して食育を推進することの重要性を理解している。 | 食に関する指導計画の必要性を理解し、実施している。 | 指導計画の立案に中心的な役割を果たし、食育を推進している。 | 指導計画に基づいた食育を実施し、改善の中心的な役割を果たしている。 |
| | | 学校給食の活用 | | 学校給食の献立や使用されている食品を活用し、効果的な指導を行っている。 | 給食時の指導計画を示し、学校給食の教材化を図っている。 | 学校給食の活用について、教職員への指導的役割を果たしている。 |
| 教科等における指導 | | 教科等の内容やねらいを理解し、専門性を生かした食に関する指導を行っている。 | | 教職員と連携して、教科等での食に関する指導の内容、評価の計画作成を行っている。 | 教科等での食に関する指導の内容・評価について、的確な助言を行っている。 | |

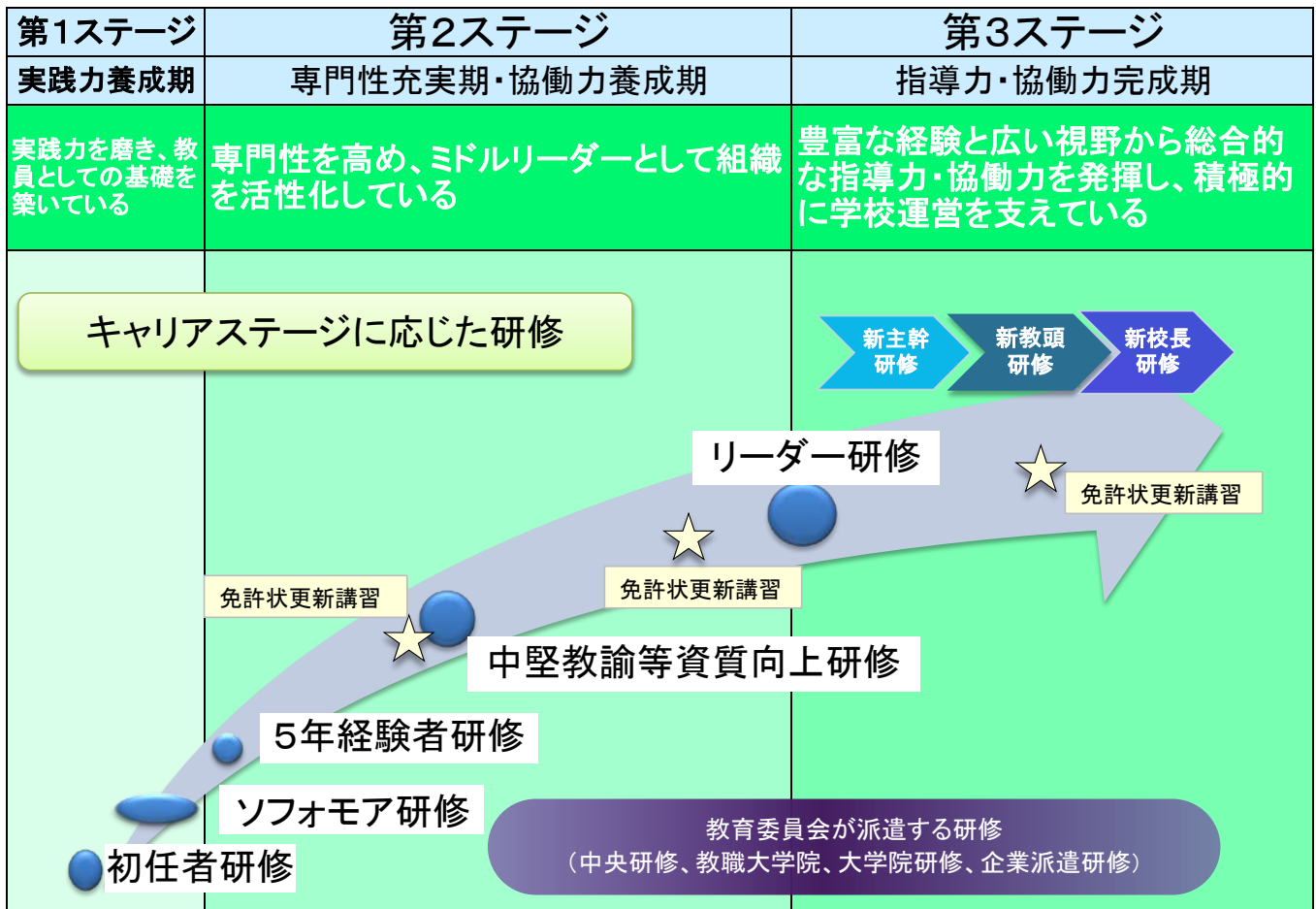
※ 第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

※ 黄色の箇所は、各ステージにおいて、特に重点を置いてほしい項目と内容を示している。

やまなし校長指標一覧表

| 校長としてあるべき姿 | | 信頼される学校経営を行う |
|----------------|----------------|---|
| 素養 | 使命感・責任感 | 確かな教育理念と高い見識を有し、教育に対する県民の期待に応え、信頼される学校づくりを行っている。 |
| | 教育的愛情 | 未来の山梨を担う人材を育成するために、児童生徒及び教職員一人一人を信頼・理解し、それぞれの成長を支援している。 |
| | リーダーシップ | 時代の趨勢を見極め、明確なビジョンを示し、学校組織を統率するとともに、「チーム学校」の具現化に向けて取り組んでいる。 |
| | 自己啓発 | 豊かな教養を備え、校長として自らの資質能力の向上を図っている。 |
| マネジメント力 | 教育の管理 | <p>【経営方針の構築】 自校の現状と課題を把握するとともに、国や山梨県等の教育施策を踏まえ、学校教育目標を策定している。</p> <p>【教育課程の編成】 学校教育目標の達成に向け、「社会に開かれた教育課程」を編成・実施している。</p> <p>【学校改善】 学校評価等を適切に活用し、自校の教育活動を改善している。</p> |
| | 教職員の管理 | <p>【人材育成】 教職員一人一人に自身の資質能力とキャリアステージについて考えさせ、自律的な成長を支援・指導している。</p> <p>【管理・監督】 教職員一人一人の心身の健康に配慮しながら、働き方改革を推進し、職務及び身分の管理・監督をしている。</p> <p>【人事評価】 公正公平な人事評価を行い、教職員の資質能力の向上及び組織の活性化を図っている。</p> |
| | 学校安全 | 組織的な危機管理体制を整え、危機発生時には迅速かつ適切な対応ができるよう備えている。 |
| | 事務の管理 | 文書事務及び財務に関する管理を適切に行っている。 |
| | 連携・協働 | 学校の教育課題解決に向け、学校評価や学校評議員会等を活用し、保護者や地域、関係機関と連携・協働している。 |
| | | |

第5章 教員等育成指標に基づく研修体系



第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

具体的な研修内容

教職としての素養 研修例: 教育的愛情の涵養を図る研修

教職としての専門性

研修例

学習指導

- ・教科指導研修
- ・特別活動研修
- ・総合的な学習の時間研修

生徒指導

- ・学級づくり研修
- ・教育相談研修
- ・道徳教育研修

キャリア教育

- ・キャリア教育研修

特別支援教育

- ・特別支援教育研修
- ・特別支援コーディネーター研修

学校運営

- ・カリキュラム・マネジメント研修
- ・防災教育研修

新たな教育課題

- ・グローバル化への対応研修
- ・情報モラル研修
- ・人権教育研修

校内における研修(OJT) 相互授業参観、校内での研修・研究等

自主研修 大学講座の受講、地区や全国の研究大会への参加等

やまなし教員等育成指標

平成 29 年 11 月施行

令和 2 年 3 月改訂

山梨県教育委員会

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内 1-6-1

山梨県教育庁総務課

電話 055-223-1741

山梨県教育委員会ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/kyouiku/top.html>
